

三条市グリーンスポーツセンター及び大崎山公園
指定管理者募集要項

三条市グリーンスポーツセンター及び大崎山公園の管理業務を安全かつ効率的に運営するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び三条市グリーンスポーツセンター条例（平成 17 年三条市条例第 193 号）第 4 条及び三条市都市公園条例（平成 17 年三条市条例第 154 号）第 2 条の 20 により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 施設の概要

指定管理対象敷地全体面積：約 241,000 m²

(1) グリーンスポーツセンター

ア 施設の名称

三条市グリーンスポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）

イ 設置目的

青少年の健全育成及び市民の健康増進と生活文化の向上を図ることを目的とする。

ウ 所在地

三条市柳沢 1572 番地

エ 施設規模

建 物

床面積	木造	R C 造	計
1 階	266.78 m ²	356.74 m ²	623.52 m ²
2 階	208.57 m ²	—	208.57 m ²
延面積	475.35 m ²	356.74 m ²	832.09 m ²

(ア) 宿泊棟（100 人収容可能）

施設内容

（1 階）宿泊室（白山 弥彦 光明 栗岳 守門）「19.87 m²」、指導員室（高峰）「13.25 m²」、管理人室「18.2 m²」、事務室「18.2 m²」、ミーティングルーム（食堂・避難所）「133 m²」、炊事室「26 m²」、倉庫「12 m²」、男女便所、男女浴室

（2 階）宿泊室（もみじ りんどう つつじ つばき ゆり）「19.87 m²」、指導員室（姫ノ城）「13.25 m²」、リネン室

(イ) 体育館（466.00 m²）

バスケットボール 1 面、バレーボール（6・9 人制）1 面、バドミントン 3 面、テニス 1 面、卓球 6 台

(ウ) キャンプ場（2,424 m²）（200 人収容可能）

屋根付野外炊事場、簡易炊事場、屋根付野外調理場、野外洗面所

(エ) 基礎体力づくりの森（お祭り広場）（整地面積 2,534 m²）

オ 施設の平面図（宿泊棟、体育館） 資料No.1 のとおり

カ 利用状況（過去3年間）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スポーツセンター	3,827 人	4,848 人	5,396 人

(2) 大崎山公園

ア 施設の名称

大崎山公園

イ 設置目的

レクリエーション活動の場を提供することにより、市民に潤いややすらぎをもたらすとともに、豊かな地域づくりに資することを目的とする。

ウ 所在地

三条市東大崎 4024 番地 2

エ 施設規模

(ア) テニスコート 砂入り人工芝 5 面（敷地面積 5,000 m²）

(イ) 芝生広場脇駐車場 56 台（敷地面積 約 1,500 m²）

(ウ) 便所 3 棟（約 24.3 m² × 2、約 22.2 m² × 1）

(エ) 冒険広場（約 3,800 m²）

(オ) 芝生広場（約 4,200 m²）

スラックライン、マウンテンバイクコース

(カ) 野外ステージ（約 500 m²）

(キ) 頂上広場（約 10,670 m²）

(ク) 頂上広場展望台（約 170 m²）

(ケ) 頂上広場脇駐車場 30 台（敷地面積 約 750 m²）

(コ) 進入道路（約 1,200m）

オ 全体平面図 資料No.2 のとおり

カ 利用状況（過去3年間）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
テニスコート	3,024 人	2,301 人	2,736 人

2 管理の基準

(1) スポーツセンター

ア 使用時間及び休館日 資料No.3 「業務仕様書」 のとおり

イ 施設の使用許可の基準

スポーツセンターの施設設備を使用しようとする者は、あらかじめ指

定管理者の許可を受けることになります。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とします。また、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸することはできません。

ウ 施設の使用制限に関する基準

次のいずれかに該当するときは、スポーツセンターの使用を許可しません。

(ア) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。

(イ) 建物及び設備等を損傷するおそれがあるとき。

(ウ) その他管理上支障があると認めたとき。

エ 使用期間の制限

スポーツセンターの施設設備の使用期間は、引き続き 5 日を超えることができません。ただし、特別の事由があると指定管理者が認め市長の承認を得たときはこの限りではありません。

オ 使用許可申請の受付期間

使用許可申請の受付は使用日前 60 日前からとし、使用する 3 日前までに提出してもらいます。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではありません。

カ 利用料金

(ア) スポーツセンターの利用者は、その使途に係る料金（以下「スポーツセンター利用料金」という。）を指定管理者に納めます。

(イ) 指定管理者は、スポーツセンター利用料金をその収入として収受します。

(ウ) スポーツセンター利用料金は次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

	日 帰 り	宿 泊	1 時間当たりの 利用料金
時間帯	午前 10 時から 午後 5 時まで	午前 10 時から 翌日の午前 10 時	—
宿泊室 一 人	中学生以下 200 円 大人 400 円	中学生以下 400 円 大人 800 円	—
体育館	—	—	1,900 円
テント	1 張り 300 円	1 張り 600 円	—
キャンプ場	1 張り 300 円	1 張り 600 円	—

備考

- 1 宿泊室の利用にあつては、市外の利用者のスポーツセンターの利用料金は、宿泊室の項に掲げる金額の 2 倍の額を徴収します。
- 2 使用時間に 1 時間に満たない端数時間があるときは、1 時間とみなし

てこの表を適用します。

(エ) スポーツセンター利用料金は前納とします。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは後納させることができます。

(オ) 指定管理者は、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、スポーツセンター利用料金を減額し、又は免除することとします。

キ スポーツセンター利用料金の還付等

(ア) 指定管理者が既に収受したスポーツセンター利用料金は還付できません。ただし、次に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができます。

a 使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなったとき。

b 使用者が使用の取消しを申し出、指定管理者が正当な理由があると認めたとき。

(イ) 前項ただし書の規定によるスポーツセンター利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とします。

a 使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなった場合 スポーツセンター利用料金の全額

b 使用者が使用日前30日までに使用の取消しを申し出た場合 スポーツセンター利用料金の100分の50に相当する額

c 前2号に定めるもののほか、指定管理者が正当な事由があると認めた場合 その都度指定管理者が定める額

ク 施設使用条件等の基準

指定管理者は、次に掲げるいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができます。

(ア) 使用者が三条市グリーンスポーツセンター条例、又はこれに基づく規則に違反したとき。

(イ) 指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(ウ) その他管理運営上やむを得ない事由により、特に必要があると認めたとき。

ケ 入場の拒否及び退去

指定管理者は、次のいずれかに該当する者に対し、施設設備の使用を拒否し、又は退去させることができます。

(ア) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類（身体障がい者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携行する者

- (イ) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる者
- (ウ) その他管理上必要があると認められる者
- コ 利用の禁止又は制限

指定管理者は、スポーツセンターの損壊その他の理由によりその使用が危険であると認められる場合又は工事のためやむを得ないと認められる場合は、施設を保全し、又はその使用者の危険を防止するために、区域を定めて使用を禁止し、又は制限をすることができます。

(2) 大崎山公園

- ア 大崎山公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けるものとします。
 - (ア) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (イ) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (ウ) 興行を行うこと。
 - (エ) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (オ) 広告を表示すること。
- イ アの許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他指定管理者の指示する事項を記載した申請書を指定管理者に提出するものとします。
- ウ アの許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を指定管理者に提出してその許可を受けるものとします。
- エ 指定管理者は、アに掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができます。
- オ 指定管理者は、アの許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができます。
- カ テニスコートの供用日及び供用時間

テニスコートの供用日及び供用時間は次のとおりとします。ただし、市長が必要と認めるとき、又は指定管理者が必要と認め市長の承認を得たときは、臨時に供用日又は供用時間を変更することができるものとします。

供用日	供用時間
4月1日から11月30日まで	午前6時から日没まで

- キ テニスコートの使用許可の基準

テニスコートを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けることになります。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とします。

ク テニスコートの使用制限に関する基準

次のいずれかに該当するときは、テニスコートの使用を許可しません。

(ア) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。

(イ) 建物及び設備等を損傷するおそれがあるとき。

(ウ) その他管理上支障があると認めたとき。

ケ テニスコートの使用許可申請の受付期間

テニスコートの使用許可申請の受付は使用日前 60 日前からとし、使用する 3 日前までに提出してもらいます。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでないものとします。

コ 利用料金

(ア) 使用者は、その使途に係る料金を指定管理者に納めます。

(イ) 指定管理者は、テニスコート、冒険広場、芝生広場、野外ステージ及び頂上広場の利用料金（以下「大崎山公園利用料金」という。）をその収入として収受します。

(ウ) 大崎山公園利用料金は上記ア及びイに掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

a テニスコート

	使用区分	金 額
テニスコート	1 面につき 1 時間	200 円

備考

- 1 使用者が学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。))をいう。以下同じ。)又は学校をもって構成する団体であるときの利用料金は、規定の利用料金の額の 3 分の 1 の額とし、使用者が競技団体(三条市スポーツ協会に加入している団体その他市長が適当と認める団体に限る。)又は大学若しくは大学をもって構成する団体であるときの利用料金は、規定の利用料金の額の 2 分の 1 の額とする。この場合において、利用料金の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。
- 2 使用時間に 1 時間に満たない端数時間があるときは、1 時間とみなしてこの表を適用します。

b 冒険広場、芝生広場、野外ステージ及び頂上広場

行 為	単 位	金 額
物品の販売その他これに類する行為	1 人につき 1 日	700 円
業として行う写真の撮影	1 台につき 1 日	600 円
業として行う映画の撮影	1 時間	3,000 円

行 為	単 位	金 額
興業	1 平方メートル につき 1 日	44 円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1 平方メートル につき 1 日	44 円
広告の表示	1 広告につき	市長がその都度定める額

備考 1 件の利用料金が 100 円に満たないものは、これを 100 円とします。

(エ)大崎山公園利用料金は前納とします。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは後納させることができます。

(オ)指定管理者は、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、大崎山公園利用料金を減額し、又は免除することとします。

サ 大崎山公園利用料金の還付等

(ア)指定管理者が既に収受した大崎山公園利用料金は還付できません。ただし、次に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができます。

- a 指定管理公園の維持管理上又は公益上の必要によって許可を取り消したとき。
- b 使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなったとき。
- c その他指定管理者が特にその必要を認めたとき。

(イ)前項ただし書の規定による大崎山公園利用料金の還付は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額とします。

- a 使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなった場合 大崎山公園利用料金全額
- b 使用者が使用日前30日までに使用の取消しを申し出た場合 大崎山公園利用料金の100分の50に相当する額
- c 前2号に定めるもののほか、指定管理者が正当な事由があると認めた場合 その都度指定管理者が定める額

シ 利用の禁止及び制限

指定管理者は、指定公園の損壊その他の理由によりその使用が危険であると認められる場合又は工事のためやむを得ないと認められる場合は、公園を保全し、又はその使用者の危険を防止するために、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限をすることができます。

3 業務の範囲

詳細は資料No.3「業務仕様書」のとおり

- (1) 施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3項に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 応募資格

指定管理者の申請を行う者は、次に掲げる資格を満たすことが必要です。

- (1) 団体であること。(法人格の有無は問いませんが、個人での応募は認められません。グループでの応募の場合は、グループを代表する団体及び構成団体を定めること。)
- (2) 次のいずれかに該当する団体又はその代表者は応募することはできません。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生の手続をしている法人
 - エ 最近3年間に於いて、市税・法人税又は消費税・地方消費税を滞納している者
 - オ 応募提出時点において、三条市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
 - カ 地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）、第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者又は本指定管理候補者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団体等
 - キ その他法令に違反する等、公の施設を管理する団体としてふさわしくない者

5 現地見学会

スポーツセンター及び大崎山公園の見学会を次のとおり開催します。参加人数は1つの団体につき2人までとし、法人その他の団体の名称及び氏名をあらかじめ連絡してください。

- (1) 現地見学会日程

ア 開催日時

令和7年9月3日（水）午前9時30分

※申込者が複数の場合、時間調整を行います。

イ 集合場所

三条市グリーンスポーツセンター（三条市柳沢 1572 番地）

(2) 参加申込

ア 文書（郵送、FAX 又はメール）で次の事項を記入の上、申し込みください。

(ア) 法人名又は団体名

(イ) 法人又は団体の住所

(ウ) 代表者名

(エ) 参加者名

(オ) 担当者名

(カ) 連絡先（電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス）

イ 申込締切

令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 5 時まで

ウ 申込先

〒955 - 8686 三条市旭町二丁目 3 番 1 号

三条市福祉保健部健康づくり課スポーツ振興室

電 話 0256-34-5447

F A X 0256-34-5572

e-mail kenko@city.sanjo.niigata.jp

6 応募方法

(1) 応募書類

ア 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

イ 定款、寄附行為、規約その他これに類する書類（写）

ウ 登記事項証明書（全部事項証明書）（法人のみ必要。申請書提出時の 3 か月以内のものに限ります。）

エ 納税証明書（課税対象団体のみ必要。申請書提出時の 3 か月以内のものに限ります。）

オ 団体の経営状況を証明する書類

(ア) 法人…直近 2 か年間の財産諸表

貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、財産目録、事業報告書

(イ) その他の団体…上記に準ずる書類

カ 事業計画書（様式第 2 号）

キ 収支予算書（様式第 3 号）

ク 団体の概要書（様式第 4 号）

ケ その他（自主事業提案書（様式第 5 号）等）

※応募関係書類は、健康づくり課スポーツ振興室窓口に備え付けてあります。また、三条市ホームページからダウンロードできます。

(2) 応募期間

令和7年8月12日（火）から9月26日（金）までの、土曜日及び日曜日を除く毎日。午前9時から午後5時までに応募ください。

(3) 提出場所

〒955-8686

三条市旭町二丁目3番1号

三条市役所 福祉保健部健康づくり課スポーツ振興室

電 話 0256-34-5447

F A X 0256-34-5572

e-mail kenko@city.sanjo.niigata.jp

(4) 提出部数及び提出方法

データ及び紙での提出とします。データは、上記(3)のアドレス宛に提出ください。紙は、2部（正1部 副1部（副は復写可））提出ください。紙の提出方法は、持参又は書留郵便によるものとします。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

7 選定方法

(1) 候補者の選定

提出された書類を整理し、三条市外部委託等審査委員会に付議し、審査・選定します。

(2) 選定結果の通知等

ア 選定結果の通知は、応募団体全員に文書により通知するとともに、ホームページ等で公表します。（11月頃を予定）

イ 指定管理者の指定は、候補者選定後、議会の議決を経て行われます。

(3) 選定の基準

資料No.5「審査基準表」により選定します。

(4) 計画書のヒアリング等

計画書の内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。その際は、別途連絡します。

8 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。ただし、期間内において管理を継続することが適当でないと市長が認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の事務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

9 指定管理料

(1) 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、収支予算書において提示のあった金額を参考に積算し、年度毎に指定管理者と市が協議の上、予算の範囲内において定め、毎年度締結する年度協定において明記するものとします。

指定期間中の指定管理料上限額（概算額）91,894,580 円

(2) 支払方法

毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者が指定した口座に振り込みます。なお、支払時期等については、市と協議の上、決定します。

(3) 経理の区分

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類を設けるとともに、収入及び経費については団体自身の口座とは別の口座で管理することになります。

(4) 積算基礎に含まれている経費

人件費、一般経費（消耗品費、燃料費、電気使用料、電話使用料及び設備保守点検料等）

(5) 電力自由化に伴う電力供給について電力会社と契約を締結した場合は、その契約に基づく契約単価で電気使用量を計算することとし、この結果今回算定した指定管理料を改定する場合があります。

(6) 個別経費の取扱い

1 件 50 万円（消費税及び地方消費税含む）に満たない修繕及び施設整備については、指定管理者の負担とします。

10 利用料金制等に関する事項

(1) 施設の使用の許可に係る使用の料金に利用料金制を導入します。

利用料金収入の見込額 年 1,408,820 円（令和6年度決算額）

(2) 市が定めた基準に基づき、利用料金の減免を行います。

資料No.6 「三条市公の施設使用料等の減免基準」のとおり

11 協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理者は市と協議の上、協定を締結します。協定については、指定期間全体を対象とする事項は基本協定で定め、年度ごとに変動する事項は年度協定で定めます。

12 質問等について

この要項等の内容に関する事項は、次により受け付けます。

(1) 提出方法

質問は、資料No.4「公募用質問書」により、郵送、FAX 又はメールで提出してください。なお、電話による問合せは受け付けておりません。

(2) 提出期間

令和7年9月10日（水）午後5時必着とします。

(3) 回答方法

質問者に郵送等で行うとともに、本市のホームページ及び申請書の提出場で公表します。

13 業務の準備

指定管理者は、指定管理者の指定から協定発効までの間、業務の習得、必要書類の作成及び各種印刷物の作成等、指定管理業務を行うための準備を十分に行うものとし、その費用は、全て指定管理者として指定された団体の負担とします。

14 その他

(1) 提出書類の変更

提出書類の内容は、錯誤による訂正など軽微な変更を除き、認めません。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しませんので、御了承ください。

(3) 提出書類の公開

提出書類は、三条市情報公開条例に基づく情報公開の対象となり、請求があった場合は公開することになりますので、御了承ください。

(4) 申請の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届（様式は自由）を提出してください。

(5) 費用負担

申請に関して必要となる費用については、申請者の負担とします。

15 参考資料

- (1) 資料No.1 三条市グリーンスポーツセンター宿泊棟・体育館平面図
- (2) 資料No.2 三条市グリーンスポーツセンター及び大崎山公園全体平面図
- (3) 資料No.3 三条市グリーンスポーツセンター及び大崎山公園管理運営業務仕様書
- (4) 資料No.4 公募用質問書
- (5) 資料No.5 審査基準表
- (6) 資料No.6 三条市公の施設使用料等の減免基準